

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 6月 1日

【会社名】 株式会社あかつき本社  
(旧会社名 あかつきフィナンシャルグループ株式会社)

【英訳名】 Akatsuki Corp.  
(旧英訳名 Akatsuki Financial Group, Inc.)  
(注)平成28年 6月29日開催の第66回定時株主総会の決議により、平成28年  
7月 1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 島根 秀明

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋小舟町 8番 1号

【電話番号】 03-6821-0606 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役グループ財務部長 川中 雅浩

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小舟町 8番 1号

【電話番号】 03-6821-0606 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役グループ財務部長 川中 雅浩

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成29年4月5日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。一部訂正すべき事項があるため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 2 報告内容

#### 2. 新株予約権の内容

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

## 3【訂正内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しております。

(訂正前)

### 2. 新株予約権の内容

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

< 中略 >

本新株予約権の割当日後、下記 )乃至 )に掲げる事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じた場合又は変更が生ずる可能性がある場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記算式において、既発行株式数とは、当社の発行済普通株式の総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいう。

) 当社が行使価額を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行又は自己株式の処分をする場合(但し、新株予約権の権利行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使により当社が同株式を交付する場合及び合併、会社分割又は株式交換により同株式を交付する場合を含まない。 )。

なお、この場合は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日、また株主割当による場合は割当を受ける権利を与える為の基準日がある場合は、その基準日。 )をもって行使価額の調整を行う。

) 当社が行使価額を下回る払込金額をもって、当社普通株式を交付する定めのある新株予約権(取得条項付新株予約権、新株予約権付社債を含む。 )又は取得請求権付株式、取得条項付株式を発行した場合。

なお、この場合は、当該新株予約権の割当日に当該新株予約権の総ての行使があったものと看做し、また取得請求権付株式及び取得条項付株式を発行した場合は、同株式の払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日)にこれらの株式の取得により当社普通株式の交付があったものと看做して行使価額の調整を行う。

< 後略 >

(訂正後)

### 2. 新株予約権の内容

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

< 中略 >

本新株予約権割当後、下記 )乃至 )に掲げる事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じた場合又は変更が生ずる可能性がある場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記算式において、既発行株式数とは、当社の発行済普通株式の総数から当社の保有する自己普通株式を控除した数をいう。

- ) 当社が時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行又は自己株式の処分をする場合(但し、新株予約権の権利行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使により当社が同株式を交付する場合及び合併、会社分割又は株式交換により同株式を交付する場合を含まない。 )。

なお、この場合は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日、また株主割当による場合は割当を受ける権利を与える為の基準日がある場合は、その基準日。 )をもって行使価額の調整を行う。

- ) 当社が時価を下回る払込金額をもって、当社普通株式を交付する定めのある新株予約権(取得条項付新株予約権、新株予約権付社債を含む。 )又は取得請求権付株式、取得条項付株式を発行した場合。

なお、この場合は、当該新株予約権の割当日に当該新株予約権の総ての行使があったものと看做し、また取得請求権付株式及び取得条項付株式を発行した場合は、同株式の払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日)にこれらの株式の取得により当社普通株式の交付があったものと看做して行使価額の調整を行う。

<後略>